

令和元年度

建設の安全(号外)

# 全国労働衛生週間実施要領

◎準備期間：9月1日～30日 ◎本週間：10月1日～7日

全国労働衛生週間スローガン

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

## 会長メッセージ

令和元年度の全国労働衛生週間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

さて、平成30年の建設業に従事する労働者の健康を巡る状況は、定期健康診断の実施結果を見ると、全産業の有所見率が約56%なのに対して約63%と高く、業務上疾病(休業4日以上)者は697人で、前年比32人増となりました。また、平成30年度の精神障害に係る労災補償請求件数は129件と、近年増加を続けています。

建災防では「第8次労働災害防止5カ年計画」において、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の徹底及びずい道等建設工事従事者の健康情報の一元管理に向けた「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」の運用などを重点として掲げ、労働者の健康確保に関する取組を推進しております。特にメンタルヘルス対策については、生活に現れる不調を事前に拾い上げることが有効です。このため、建設工事現場においては、ストレスチェック制度に基づいた対応に加え、安全施工サイクルを活用した「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を実施することにより、働く方々の健康の保持・増進、職場環境の改善に努めていただきたいと思います。

また、近年の石綿関連疾病の労災支給決定件数が1,000件前後で推移する中、建設業がその内の約600件を占めており、今後さらに石綿を含有する建材が用いられた建築物の解体工事の増加が見込まれることから、「2019年度建設業労働災害防止対策実施事項」を参考に特に石綿の有無に関する事前調査や飛散・ばく露防止対策の徹底をお願い致します。

これから迎える全国労働衛生週間は、労働者の「心とからだの健康」と「快適な職場環境づくり」の重要性を再認識する良い機会です。

本年度の「全国労働衛生週間実施要領」を参考に、経営トップの明確な方針のもと、企業の実態に即した効果的な労働衛生対策を実践され、職場の労働衛生水準の向上に努められますようお願い申し上げます。

なお、9月26日と27日の両日、福岡県福岡市において第56回全国建設業労働災害防止大会を開催致します。奮ってご参加いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

令和元年9月

建設業労働災害防止協会  
会長 銭 高 一 善



全国労働衛生週間ポスター  
No.2 松田 るか  
コードNo. 760202

## I 趣 旨

本年度の全国労働衛生週間は、厚生労働省の「令和元年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として、下記のスローガンのもとに展開される。

### 健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

この全国労働衛生週間を契機に、経営トップをはじめとした関係者は、労働者の健康保持・増進等の重要性についてさらに認識を深め、心身ともに健康で、誰もが安心して働ける快適な職場づくりを目指し、効果的な労働衛生管理活動を実施する。

※上記の「実施要綱」は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

## II 会員が実施する事項

会員は本実施要領をもとに、企業の実態に即して必要な項目を盛り込んだ実施計画を作成し、積極的に推進する。また、実施計画の作成にあたっては「2019年度建設業労働災害防止対策実施事項」（25～35頁）の「IV-3 職業性疾病予防対策及び健康の保持増進のための具体的対策」等も活用する。

※上記の「2019年度実施事項」は、当協会のホームページに掲載しています。

### <準備期間（9/1～9/30）の実施事項>

実施事項		重点対策
重点事項	メンタルヘルス対策の推進	(1) 建設現場における安全施工サイクル（安全朝礼、KYミーティング及び巡視等）を活用した、建災防方式健康KYによる心身の健康状態把握と、無記名ストレスチェックの結果に基づいた職場環境改善の促進 (2) ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施と、その結果に対して事業主が講ずるべき適切な措置の実施 (3) 建災防本部に設置されているメンタルヘルス対策相談窓口の活用（毎週月曜日13時～16時（祝日・年末年始を除く）TEL：03-3453-0974） (4) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する中小規模事業所支援の活用
	1 労働衛生管理体制の充実	(1) 店社及び作業所を通じての、一貫した労働衛生管理体制の見直しと充実 (2) 店社及び作業所の安全衛生計画に基づく労働衛生管理活動の一層の推進 (3) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定・実施 (4) 国際基準にも対応した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ニューコスモス）」の導入と実施、及び中小規模建設事業場向け「コンパクトコスモス」の導入と実施
	2 作業環境管理の充実	(1) 粉じん等の有害要因にさらされる作業場における作業環境測定の実施とその結果の周知、及びその結果に基づく作業環境の改善 (2) 高齢労働者や女性にも配慮した休憩室やトイレの設置 (3) 事務所や現場の緑化等、快適な職場環境の形成の推進
	3 作業管理の充実	(1) 作業手順・作業方法等の労働衛生面からの見直しと改善 (2) 適切・有効な保護具等の選択と使用及び保守管理の徹底 (3) 自動化・省力化等による作業者の負担軽減の推進
	4 健康管理の充実	(1) 一般健康診断及び特殊健康診断等の確実な実施 (2) 各種健康診断の結果に基づく有所見者の健康情報の適切な取扱い、及び産業医等への情報の提供 (3) 産業医等による有所見者への保健指導、及び医師の意見を勘案した適正配置や作業時間短縮等の実施
5 労働衛生教育の充実	(1) 建設業に不慣れな者（新規参入者や新規雇入れ者）への安全衛生教育の推進 (2) 作業環境を考慮した健康教育の実施 (3) 危険有害業務従事者への特別教育または特別教育に準じた教育の徹底 (4) 各種保護具の適切な使用方法等に関する教育の徹底 (5) 病気を治療しながら働く人に関する理解の促進	

6	職業性疾患 予防対策 の充実	(化学物質)	(1) ラベル(絵表示)、SDS(安全データシート)等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質(交付義務673物質)取扱い作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施(「ラベルでアクション」の取組の推進) (2) 危険性・有害性の高い化学物質取扱い作業における、適切な保護具の使用の徹底
		(粉じん)	(1) 建築物の解体工事等における湿潤化及び粉じん等の飛散防止対策の徹底 (2) ずい道建設工事における坑内換気の徹底 (3) アーク溶接作業、金属等の研磨作業、ばり取り作業等における粉じん発散低減対策及び有効な呼吸用保護具等の使用の徹底 (4) じん肺健康診断の実施の徹底 (5) 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の推進
		(石綿等)	(1) 建築物等の解体工事における、石綿等使用の有無に関する事前調査の徹底 (2) 石綿等を使用した建築物の解体工事等における、適正な隔離、隔離空間の負圧化等による飛散防止対策及びばく露防止対策の徹底 (3) 石綿等の除去作業において有効な呼吸用保護具等の使用の徹底 (4) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康診断結果の適切な保存
		(その他)	(1) 腰痛・振動障害・騒音障害等による職業性疾病予防のための、作業時間・作業量・作業姿勢・作業方法の検討及び改善の推進 (2) 屋内・坑内等での内燃機関使用場所や酸素欠乏危険場所等における作業開始前の測定、有効な呼吸用保護具等の使用及び換気の徹底 (3) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
7	健康障害防止対策の充実	(1) 事業主による労働時間の把握と、過重労働(時間外・休日労働等)による健康障害防止対策の推進及び年次有給休暇の取得促進 (2) 長時間労働者に対する面接指導等の実施の徹底 (3) 職場における受動喫煙防止対策の実施	

### <本週間(10/1～10/7)の実施事項>

実施事項		重点対策
1	労働衛生意識の高揚	(1) 経営トップ等による、作業者全員に対するメッセージの伝達 (2) 店社または作業所単位の安全衛生大会等の開催 (3) 労働衛生に関する標語等の募集と表彰 (4) 健康確保や快適な職場づくりに積極的な協力会社及び作業グループ等に対する表彰 (5) 家庭における健康保持に関する知識の普及
2	安全衛生活動の実施	(1) 経営トップ等による、作業所や寄宿舎等へのパトロールの実施 (2) 各種保護具、消火設備、AED等の総点検 (3) 作業所一斉の4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)による環境整備の徹底
3	安全衛生教育・訓練等の実施	(1) 労働衛生に関する勉強会や講演会等の実施 (2) 現場緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
4	そのほか、本週間にふさわしい行事及び反省会等の実施	

### Ⅲ 協会が実施する事項

本部及び支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

- 1 メンタルヘルス対策の推進
- 2 建設業における化学物質取扱い作業等の危険・有害業務のリスクアセスメントの推進
- 3 ずい道等建設労働者健康情報管理システムの普及促進
- 4 健康確保等に関する安全衛生講習会の実施
- 5 会員事業場が実施する労働衛生パトロール(職場巡視)・安全衛生大会等への支援
- 6 国際基準にも対応した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(ニューコスモス)」及び中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の普及促進
- 7 労働衛生に関する広報資料及び最新情報等の提供
- 8 のほり、啓発用ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・頒布
- 9 そのほか、本週間にふさわしい労働衛生活動の実施

# 資料 1

## 建設業における業務上疾病の発生状況

### 1. 業務上疾病者数・年千人率の推移（平成 26～30 年）

全産業の疾病者数 8,684 人のうち、建設業は 697 人で 8.0%（前年 8.5%）を占めている。

年	業種	建設業		全産業	
		疾病者数（人）	疾病者数千人率	疾病者数（人）	疾病者数千人率
平成 26 年		705	0.2	7,415	0.1
平成 27 年		641	0.2	7,368	0.1
平成 28 年		614	0.2	7,340	0.1
平成 29 年		665	0.2	7,844	0.1
平成 30 年		697	0.2	8,684	0.2

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

（注）：1. 表は休業4日以上のもの。

$$2. \text{疾病者数年千人率} = \frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$$

### 2. 年次別業務上疾病発生状況（平成 26～30 年）

平成 30 年の建設業の疾病者数 697 人のうち、熱中症が 239 人（34.3%）と最も高い割合を占め、常に最多だった災害性腰痛を超える結果となっている。

（単位：人）

年	業種	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年	
		建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計
疾病分類											
(1) 負傷に起因する疾病 （うち災害性腰痛）		371 (212)	5,445 (4,583)	326 (201)	5,339 (4,521)	319 (195)	5,574 (4,722)	362 (230)	5,963 (5,051)	286 (171)	5,937 (5,016)
物理的 要因 による 疾病	(2) 有害光線による疾病	1	3	1	5	2	9	-	5	-	5
	(3) 電離放射線による疾病	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	(4) 異常気圧下による疾病	3	13	2	15	2	10	3	19	1	11
	(5) 異常温度条件による疾病 （うち熱中症）	146 (144)	619 (423)	122 (113)	642 (464)	118 (113)	650 (462)	144 (141)	719 (544)	245 (239)	1,394 (1,178)
	(6) 騒音による耳の疾病	2	6	4	7	3	6	4	8	-	2
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	3	23	4	26	5	28	4	22	4	25
	作業 態様 による 疾病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	6	124	10	125	5	75	7	115	4
(9) 負傷によらない業務上の腰痛		2	41	4	29	3	29	-	27	1	27
(10) 振動障害		-	3	1	5	1	2	2	4	-	5
(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		6	168	7	182	6	153	7	159	3	217
(12) (8)～(11)以外の原因による疾病		8	84	1	78	5	52	1	73	2	89
(13) 酸素欠乏症	-	4	2	9	4	13	1	5	-	7	
(14) 化学物質による疾病（がんを除く）	40	201	40	247	49	215	45	222	60	263	
(15) じん肺症及びじん肺合併症（休業のみ）	93	263	92	251	71	210	56	191	57	165	
(16) 病原体による疾病	2	202	6	201	6	125	11	105	6	171	
がん	(17) 電離放射線によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	(18) 化学物質によるがん	3	6	2	3	2	3	-	-	-	-
	(19) (17)、(18)以外の原因によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(20)(21)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患等	19	209	17	204	13	186	18	207	28	246	
合計		705	7,415	641	7,368	614	7,340	665	7,844	697	8,684

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

（注）：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第 35 条によるものを整理したものである。

3. 「化学物質」は労働基準法施行規則別表 1 の 2 第 7 号に掲げる名称の化学物質である。

4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年 3 月末日までに把握したものである。

### 3. 酸素欠乏症発生状況の推移(平成26～30年)

平成30年の全産業の被災者数は7人、うち建設業は0人であった。

(単位:人)

業種	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
建設業		0(0)	2(1)	3(0)	1(1)	0(0)
全産業		1(0)	9(6)	13(4)	5(5)	7(6)

資料:厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況調」

- (注):1.( )は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。  
2.安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

### 4. 硫化水素中毒発生状況の推移(平成26～30年)

平成30年の全産業の被災者数は10人、うち建設業は1人であった。

(単位:人)

業種	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
建設業		3(2)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)
全産業		6(2)	5(1)	3(0)	7(2)	10(4)

資料:厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況調」

- (注):1.( )は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。  
2.安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

### 5. 振動障害の推移(平成25～29年度)

平成29年度の全産業の振動障害労災新規認定数は291人、うち建設業は139人(47.8%)と高い割合となっている。

(単位:人)

業種	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
建設業		185	159	144	173	139
林業		53	44	41	35	35
鉱業		9	23	32	28	46
採石業		6	1	2	6	6
製造業		35	38	35	27	32
その他		18	16	22	17	33
全産業		306	281	276	286	291

資料:厚生労働省「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)調」

- (注):各年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数。

### 6. 熱中症の推移(平成26～30年)

(単位:人)

業種	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	合計
建設業		144(6)	113(11)	113(7)	141(8)	239(10)	750(42)
警備業		20(0)	40(7)	29(0)	37(2)	110(3)	236(12)
製造業		84(1)	85(4)	97(0)	114(0)	221(5)	601(10)
運送業		56(2)	62(1)	67(0)	85(0)	168(4)	438(7)
その他		119(3)	164(6)	156(5)	167(4)	440(6)	1,046(24)
全産業		423(12)	464(29)	462(12)	544(14)	1,178(28)	3,071(95)

資料:厚生労働省「職場における熱中症による死傷災害の発生状況調」

- (注):( )は死亡者数。

### 7. 肺がん・中皮腫発生件数の推移(平成26～30年度)

(単位:人)

業種	分類	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業		215(55.0%)	280(52.9%)	181(49.9%)	292(54.2%)	227(58.7%)	283(52.4%)	178(53.1%)	292(51.8%)	213(56.6%)	312(58.5%)
全産業		391	529	363	539	387	540	335	564	376	533

資料:厚生労働省「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ調」

- (注):1.( )は、全産業に占める建設業の割合。  
2.「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。  
3.平成30年度は速報値。

### 8. 脳・心臓疾患発生件数の推移(平成26～30年度)

(単位:人)

業種	区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業		97	28	111	28	98	18	112	17	99	14
全産業		763	277	795	251	825	260	840	253	877	238

資料:厚生労働省「過労死等の労災補償状況調」

### 9. 精神疾患発生件数の推移(平成26～30年度)

(単位:人)

業種	区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業		74	37	95	36	108	54	114	51	129	45
全産業		1,456	497	1,515	472	1,586	498	1,732	506	1,820	465

資料:厚生労働省「過労死等の労災補償状況調」

建災防では、「建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査」を行い、その実施結果を発表しました。

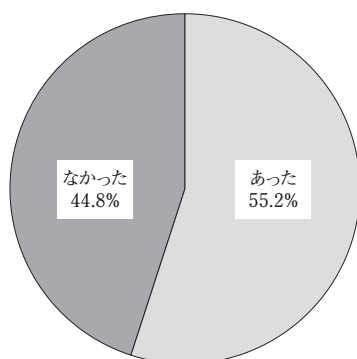
本調査は、労働災害の発生要因の一つとして掲げられるヒューマンエラーについて、その発生が労働者の心身の状況とどのように関連しているのかを把握するため、建設労務安全研究会に委託して2018年4月1日～30日に実施したもので、同会会員企業が元請として関わる建設現場に就労するすべての者を対象として調査したものです。(有効回収数 18,683 件、有効回収率 99.7%)。

※割合(%)の合計は端数処理上 100%にならない場合があります。

## 1. 調査の結果 (単純集計)

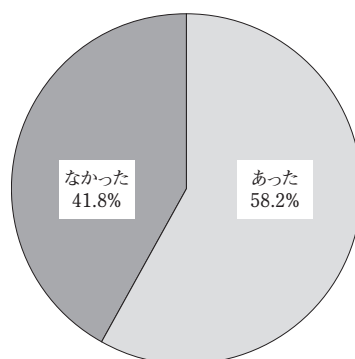
### (1) 不安全行動の有無

過去1年間に「不安全行動」をとったことがあったか。



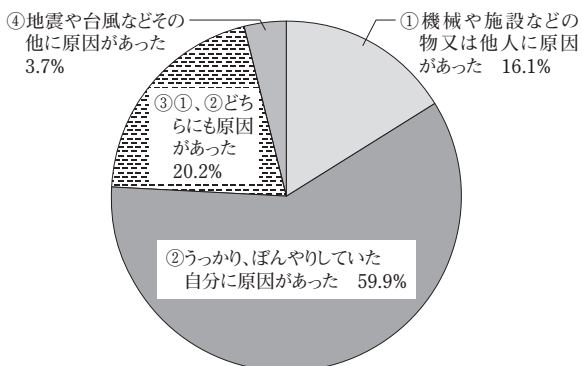
### (2) ヒヤリハット体験の有無

過去1年間に「ヒヤリハット体験」があったか。



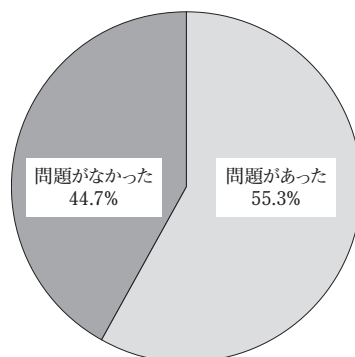
### (3) ヒヤリハット体験の原因

前掲(2)で、ヒヤリハット体験が「あった」と回答した人に、その原因についてを質問。



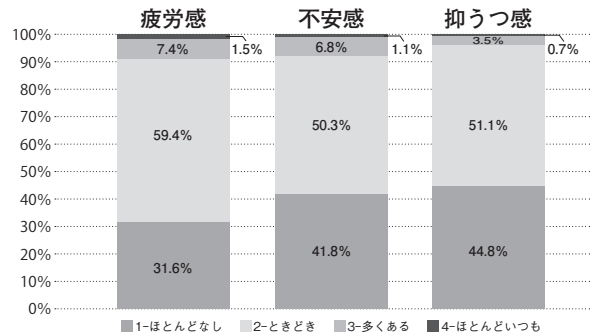
### (4) 睡眠の状況

前掲(2)で、ヒヤリハット体験が「あった」と回答した場合はヒヤリハット体験をする直前2週間。「なかった」と回答した場合、本調査の直前2週間について、睡眠の状況を質問。



### (5) 心身の状況

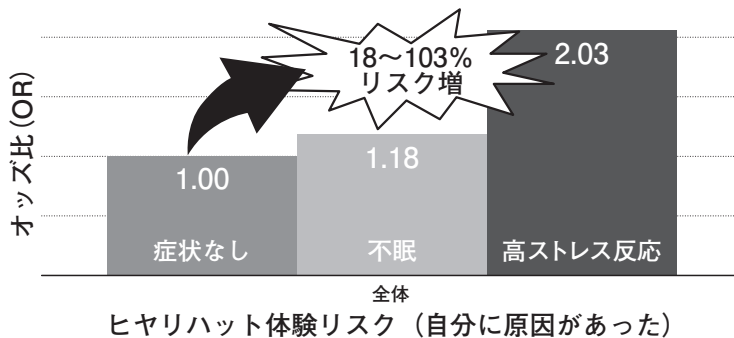
前掲(2)で、ヒヤリハット体験が「あった」と回答した場合はヒヤリハット体験をする直前2週間。「なかった」と回答した場合、本調査の直前2週間について、心身の状況を質問。



## 2. 調査結果の統計学的分析

本調査は、日本の建設工事従事者を対象として初めて、ストレス反応、および不眠の程度とヒヤリハット現出との関連について調査を行ったものである。解析結果からは、ストレス反応が高い人、および不眠症状がある人においては、そうでない人と比較して、自分に原因があるヒヤリハットを体験するリスクが1.2倍～2.0倍程度高いことが示された。この結果は、建設工事従事者におけるヒヤリハット現出の予防、およびその先の労働災害発生の予防において、メンタルヘルス対策が必要であることを示唆している。

また、建設業労働者においては、不眠症状があることよりも、ストレス反応が高いこと（疲労、不安、抑うつ）がヒヤリハット体験と強く関連していることが分かった。したがって、建設業労働者のヒヤリハット現出に関しては、不眠症状だけでなく、本人が自覚するストレス反応についても注目する必要がある。一方で、不眠症状があることは、やけど、感電、および交通事故等のヒヤリハットとの関連が強かった。これらの結果から、不眠症状は、特に機械のオペレーターや自動車等の運転を担う者にとって重要な指標となる可能性がある。また、ストレス反応と不眠では、体験されるヒヤリハットの内容に違いがある可能性もある。



引用：

- 厚生労働省、「平成25年労働安全衛生調査（実態調査）」（2014）
- 建設業労働災害防止協会、「建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査」実施結果報告書（2018）
- 東京大学大学院医学系研究科精神保健分野 助教 渡辺和広 「『建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査』実施結果報告書」建災防（2018）

※この調査の詳細は、建災防のホームページに掲載しています。

・「建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査」実施結果報告書（2018）  
[https://www.kensaibou.or.jp/safe\\_tech/mental\\_health/book.html](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/mental_health/book.html)

## 資料3 令和元年度全国労働衛生週間行事計画表（例）

この週間行事計画表を参考にして、現場独自の「週間行事計画表」を作成しましょう。

行事 月日	項目	内容	行事 月日	項目	内容
10月 1日 (火)	趣旨徹底の日	1. 社長メッセージの伝達 2. 全国労働衛生週間の意義と重要性及び行事予定を朝礼、安全衛生協議会等で説明 3. 視聴覚教材を用いた労働衛生意識の高揚	4日 (金)	避難・救護訓練の日 健康診断日	1. 火災・酸欠等の緊急事態を想定した避難、救護訓練の実施 2. 巡回検診車等を利用した健康診断の実施 3. 健康相談、健康測定の実施
2日 (水)	総点検の日	1. 機械器具・設備、作業方法等を衛生面から点検 2. 安全衛生保護具の使用状況の確認 3. 危険、有害物の保管状況の点検 4. 作業場所、作業所事務所、休憩所、寄宿舎、食堂等の衛生管理状況の点検	5日 (土)	家族健康の日	1. 家族みんなで健康について考える 2. 心とからだの健康チェック
			6日 (日)	休養の日	ゆっくりと休養
3日 (木)	労働衛生に関する研修会・講習会等の日	1. 総点検の結果についての検討会、安全衛生協議会等の開催 2. 職業性疾病の防止についての研修会、災害事例等についての勉強会等の実施	7日 (月)	反省の日	1. 全国労働衛生週間をとおしての反省、今後の衛生管理の取り組み方等について討議、検討 2. 優良な協力会社、グループ、個人等の表彰

## 令和元年度 全国労働衛生週間用品等のご案内

### ポスター

- No.1 高山一実（乃木坂46）  
コードNo.760201
- No.2 松田るか（スローガン）  
コードNo.760202  
B2判 各¥200 ※社名印刷50枚以上（有料）



No.1 高山一実（乃木坂46）

### ワッペン

コードNo.780230  
¥840  
10枚1組  
(7.5×6cm)  
ビニール製  
※社名印刷50組以上  
(有料)



### タオル

コードNo.880240  
¥3,150  
10本1組  
(34×85cm) 綿製  
※社名印刷10組以上  
(有料)



### のぼり・横幕



コードNo.880200 ¥1,570  
(240×70cm) ポリエステル製  
紐付 ※社名印刷5枚以上（有料）

（スローガン）  
コードNo.880210 ¥1,570  
(240×70cm) ポリエステル製  
紐付 ※社名印刷5枚以上（有料）

コードNo.880220 ¥1,570  
(70×220cm)  
ポリエステル製 紐付

（スローガン）  
コードNo.880221 ¥1,570  
(70×220cm)  
ポリエステル製 紐付



お申し込みは、「建災防 本部 教材管理課」、「最寄りの支部（東京以外）」へお願いいたします。  
 TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735 <https://whk.kensaibou.or.jp/asp/index.asp>

●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課（TEL 03-3453-8202）までお願いいたします。

### 広報企画委員会 委員名簿

（敬称略・五十音順）

委員長 西本 徳生 前（一社）全国登録教育機関協会 専務理事	委員 神田 道宏 清水建設（株）安全環境本部 安全部長
委員 阿部 美行 前田建設工業（株）執行役員 安全担当	委員 佐々木 洋幸 （株）竹中工務店 安全環境本部 専門役
委員 石沢 正弘 （一社）日本建設輸体工事業団体連合会 副会長	委員 佐藤 恭二 飛鳥建設（株）安全環境部長
委員 井上 聖 （株）大林組 安全品質管理本部 安全管理室 部長	委員 竹尾 透 大成建設（株）安全本部 安全部長